

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十九年五月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時

平成十九年八月三日（金）午前十時から正午まで

二 試験の場所

広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目一番一号）

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験では毒物及び劇物取締法施行規則〔昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。〕別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

4 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別

五 受験手続

1 受験願書の請求先

(一) 広島県内の居住者

広島県福祉保健部保健医療局薬務室（〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番

五二号）又は最寄りの広島県保健所（保健所分室を含む。）

(二) 広島県外の居住者

広島県福祉保健部保健医療局薬務室（〒七三〇―八五二一 広島市中区基町一〇番五二号）

郵送等で請求する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、百二十円切手をはった、あて先明記の返信用封筒（日本工業規格A列4の用紙が入る大きさのもの）を同封すること。

2 受験願書の受付期間

平成十九年六月十一日（月）から平成十九年六月二十九日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時三十分まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送等の場合は、平成十九年六月二十九日（金）の消印まで受け付ける。

### 3 受験願書の提出先

- (一) 広島県内の居住者  
広島県福祉保健部保健医療局薬務室（千七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県保健所（保健所分室を含む。）
- (二) 広島県外の居住者  
広島県福祉保健部保健医療局薬務室（千七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

郵送によって提出する場合は、簡易書留によることとし、封筒の表に「毒劇願書在中」と朱書すること。

### 4 提出書類

- (一) 受験願書（五十円切手をはって、あて先を明記したもの）
- (二) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像の縦六センチメートル、横四センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの）

### 六 受験手数料

一万五百円

この手数料は、一万五百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄にはって納めること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

### 七 受験票の交付

受験票は、平成十九年七月二十三日（月）までに、直接本人に送付する。

### 八 合格者の発表

平成十九年九月中旬に、広島県庁舎及び広島県保健所（保健所分室を含む。）前の掲示板に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

### 九 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、広島県福祉保健部保健医療局薬務室（電話（〇八二）五一三―三二二二〔ダイヤルイン〕）又は最寄りの広島県保健所（保健所分室を含む。）にすること。

郵送等によって問い合わせる場合は、八十円切手をはった、あて先明記の返信用定形封筒を同封すること。

### 十 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、受験時の配慮を希望する者は、受験願書を提出するまでに広島県福祉保健部保健医療局薬務室へ申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障害等の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十一 前記十に関する問い合わせ先

広島県福祉保健部保健医療局薬務室（〒七三〇―八五二―  
二号 電話（〇八二）五二三―三三三二〔ダイヤルイン〕） 広島市中区基町一〇番五